

平和研究

Piece Studies

主任研究員：山田全紀（教養部）

分担研究員：岩本 勲、瀬島順一郎、谷田信一、三橋 浩（以上、教養部）
井口秀作、河井徳治、手島勲矢、福田和悟、村岡浩爾、
マンフレッド・リングホーファー（以上、人間環境学部）
平塚 彰（工学部）

全体報告

2002年度（平成14年度）から、代表者が山田全紀に代わり、主に研究会・講演会の世話役と、予算申請・執行の責任を負うことになった。構成員は昨年度から変わっておらず、平和学のカリキュラムや書籍・資料の管理は、三橋浩研究員が引き続き担当している。しかし、14年度の後半から、瀬島順一郎研究員が学長に、そして岩本勲研究員が副学長に就任したことにより、研究組織は見直しを迫られることになった。15年度以降は、新たなメンバーを迎えて組織の活性化を図る必要が生じている。

このような転換期とも思える状況の中で、全体の主な研究活動として挙げられるものは、以下のとおりである。

第一回研究会：6月4日（火）午後3時—5時（14号館3F閲覧室）

発表者：山田全紀（主任研究員）

テーマ：Über das Fremde in phänomenologischen Sinne

第二回研究会：7月2日（火）午後3時—5時（14号館3F閲覧室）

発表者：手島勲矢（分担研究員）

テーマ：シオニズムの二つの流れ

第三回研究会：9月20日（金）12時—14時（16号館207会議室）

平和学国際研究交流会

講演：S・ヤフェット氏（Sara Japhet ヘブライ大学教授、イスラエル学）

テーマ：The Land of the Bible I understood and experienced

第四回研究会：12月17日（火）午後3時—5時（14号館3F閲覧室）

平和学講演会

講師：中川喜与志氏（本学非常勤講師）

テーマ：クルド人問題から見たイラク情勢

第五回研究会：3月25日（金）12時—14時（14号館会議室）

平和学国際研究交流会

講師：クラウディウス・プラッチ氏（Claudius Pratsch ブランシュヴァイク工科大学助手）

テーマ：建築における社会の文化的責任と無意識的形成の美的効果

ほぼ隔月に開かれた研究会の中で、二度の国際研究交流会が持てた意義は大きい。第二回のS・ヤフェット教授の講演は、手島勲矢研究員の尽力により実現したもので、京都での国際シンポジウム「創造の源泉としての古典」（9月22日—23日）のために来日されていた教授を囲んでの立食形式による交流会・討論会は、大いに盛り上がりを見せた。また河井徳治研究員の仲介により実現した最終回のクラウディウス・プラッチ氏の講演は、東西統一後のベルリン市の再開発による変化を視覚的に示すもので、激論を交えた後の打ち上げ会まで英語とドイツ語が飛び交った。

第4回の中川喜与志の講演は、タイムリーなテーマで外部の関心も惹いた。中川氏が本学の学生を対象に実施したアンケート、「若者はイラク攻撃をどう見ているか」は、新聞報道により話題となり、大阪産業大学の平和学を世にアピールした。（文責・山田全紀）

分担研究課題

生涯学習論と平和

山田全紀（教養部）

すでに10年以上にわたり共同研究を続けているドイツ・ヴュルツブルク大学特殊教育研究所のM・タールハマー教授が退職されたことにより、同氏を交えた共同研究は、平成14年度から同大学のゲルハルト・シャート博士との交渉を介して継続されることになった。そこで9月に改めてタールハマー氏とシャート氏を訪問した。

後任の教授が不在のままであるヴュルツブルク大学特殊教育研究所は、見かけは何一つ変わっていないが、いかにも寂しげに映った。ヴュルツブルク市街も、いつ来ても外観は変わっていない。外見は相変わらずであるが、変わっていないのは実はそれだけなのであろう。外観が変わることに慣れている目には、たしかに同じ光景が一瞬の安心感を与えてくれる。変わらないことはわれわれの心を和ませる。しかし、次の瞬間には、そこに空しく同一性を留めようとする寂しさもまた垣間見える。いつまでも同じであるということは、常に異なっているということの証左でしかない。世の移り変わりは否定しがたい。変わっていない外観は、せめて形だけでも同じであってほしいという願い、あるいは、現実の無常立ち向かう内面の不安の現われであろうか。

私がかいてくるといっているのでわざわざヴュルツブルクまで出迎えて下さったタールハマー氏は、見た目には相変わらずお元気そうで一安心した。15年度には、われわれの研究会に氏をお招きしたいと考えており、氏もその計画を快く受け容れて下さった。氏には今回もまたミュン

ヘンのご自宅でもお世話になった。

シャート氏のご自宅にも押しかけた。屋根裏部屋に設えた「坐禅道場」で、彼は毎日修行をしている。私は、Zazen を体験しながら、Mujo ということを考えともなく考えていた。いつか永平寺を訪ねたいというのが彼の念願であり、私は個人的にもそういう機会に、実践的特殊教育に関する彼の講演を実現したいと考えている。

両氏との研究交流をとおして考えさせられるのは、「同じことと異なること」である。同じことと異なることは、同じであろうかそれとも異なるであろうか？ 大阪産業大学学会報 35 号に、このような突飛にも見えるテーマで寄稿したのは、このような背景があつてのことである。

日米軍事協力の新たな展開

岩本 勲（教養部）

自衛隊と米軍との軍事協力は、テロ対策特別措置法制定（2001 年 11 月）と同法に基づく自衛隊の米軍支援の実施以来、新たな段階に達した。日本政府は、2001 年 9 月、3 隻の自衛艦をインド洋に派遣し、続いてアフガニスタン攻撃中の米軍およびその他の外国軍艦に燃料の補給を開始した。これは、戦闘中の外国軍に対する後方支援の初めての実施であった。

日本政府は 2003 年 6 月、有事関連 3 法（武力攻撃事態法、改正自衛隊法、改正安全保障会議設置法）を成立させた。これらの 3 法は戦後初めて、自衛隊による交戦権の行使を法的に具体的に保障するものである。武力周辺事態法（1999 年 11 月）の任務が主として、米軍の後方支援に置かれていたのに対して、今回の法律は直接、自衛隊が武力行使を行うことを規定するものである。同時にそれは、日本への直接的な攻撃以外の場合、つまり日本の周辺において、武力攻撃が予想されると政府が判断する段階において、先制的に武力攻撃を行うことも可能にするものである。いずれにしても、想定されている事態は、アメリカ軍の朝鮮民主主義人民共和国に対する武力攻撃が生じた場合、日米両軍が共同して戦闘行為を行うことである。これは当然、集团的自衛権の行使に該当する。

日本政府は 2003 年 7 月、イラク復興特別措置法を強行的に成立させた。同法は、イラク復興を名目に、イラクに展開中の米軍を支援することにある。派遣自衛隊の武力行使については、自衛を名目として認められている。この特別法の特徴は繰り返せば、人道支援を主目的に掲げて自衛隊の海外派遣を行う PKO 法（1992 年）とは異なって、戦闘中の米軍支援を目的として自衛隊を海外に派遣するところにある。PKO 法が自衛隊の海外は派兵への水路を切り開くものであったとすれば、イラク復興法は、文字通り自衛隊の海外派兵を実現するものである。

以上のとおり、自衛隊は米軍との軍事協力において急速にその緊密度を高め、事実上の集団自衛権の行使に踏み込みつつある。本研究では、自衛隊と米軍の協力関係の急速な進展について分析を行おうとするものである。

応用倫理学および教育学的見地からの平和論

谷田 信一（教養部）

ここ数年間、私は、現代日本の教育現場において生じている諸問題を重点的に研究し、とくに、それらが生じてきた背景的要因とそれらが持つ倫理的含蓄とを考究してきた。それらの問題とは、たとえば、いじめ、不登校、援助交際、校内暴力、少年犯罪、学級崩壊、学力低下、などである。また、最近の国際比較アンケート調査の結果などを見ても、日本の子どもたちが他国の子どもたちと比較して、学習意欲がなく、学校生活に不満を感じ、将来にも明るい展望を持たず、性的にも純潔や結婚に無頓着である、という傾向が、かなり顕著にあらわれている。私は、これらの諸問題を単にばらばらに考察するだけでなく、それらを通じて存在する現代日本の子どもや若者たちの（そしてまた、大人たちの）精神の根底的あり方を把握しようと努めてきた。

とりわけ、生徒・児童たちの生活意識そのものの改善をめざす「道徳」の授業は、こういう状況の中で大きな役割を期待されるであろう。しかし、その授業の内容と方法については、いまだ手探りの状態を超えていないように思われる。本学における「道徳教育の研究」の授業において、私は、単に従来のお題目注入的な紋切型の道徳授業の方法を紹介するだけでなく、コールバーグ理論に基づきいわゆる「ディレンマ授業」や深澤久氏の「命の授業」を実演的に紹介・検討するなどして、学生の反応にも注意しつつ、新しい道徳授業の内容と方法を模索してきた。そのさいの主眼点は、とりわけ中学生やそれ以上の年齢になった生徒にも関心を持って参加してもらえようという内容と方法を工夫するということであり、同時に、その授業に参加することにより生徒たちが実践的な題材を通して感情や思考や意見をお互いに討議を通して交換するという積極的習慣を身につけることにつながることをめざしてもいるのである。

たとえばNHK教育テレビの番組「しゃべり場」を見てもわかるように、いまの若者たちは、うまくそういう場が与えられれば、みんなで真剣に話をしあうということを目指すも嫌うわけではない。むしろ、問題は、そういう場を若者に提供できてこなかったこれまでの教育にあるのではないか。タテマエを押しつける事なかれ主義が支配するところでは、決して豊かな討議の土壌は形成されない。その意味ですべてを批判的に吟味するという批判主義的な態度が、教育者自身にまず求められているといえるのではないだろうか。

環境平和の概念の諸相

三橋 浩（教養部）

平成13年度より「平和の概念」について具体的な考察をはじめてより、2年目を迎えることとなったが、一見、すぐにでも答えが出そうなこの概念が、多岐にわたっており、学問的考察の難しさに達した。一つには、「戦争」なる言葉が大体において、現象として了解され

ており、従ってそれについての社会科学的考察が比較的容易であるのに対し、「平和」は状態もしくは理念を指し示す言葉であり、ある種の価値判断も要求されることを痛感するにいたったこともある。

とは言え、時代や社会の違いがあっても、人間の存在領域の中で捉えると、共通のイメージがあると考えられる。それは以下の3つに分類されている。

- ①秩序が保たれている状態
- ②正義が保たれている状態
- ③心が（穏やかに）保たれている状態

①を強調する言葉としては Eirene（ギリシャ）、Pax（ラテン）、Peace（英米）、②を強調する言葉としては Shalom（ヘブライ）、Salarm（アラビア）、③を強調する言葉としては Shanti（インド）、平和（日本）があげられると今の私には思えるのであるが、いずれの国の言葉であっても、これら3つの状態は密接に関連したものとして受けとめられている。今後はこれら3つの状態を示す平和の概念をより明らかにしていきたい。

平和についてはよく語られることはあっても、学問的に考察されるようになった歴史は浅く、従ってそれを伝える資料は十分ではない。今後は可能な限り資料を渉猟し、その研究成果を報告していきたいと思っている。その意味では本組織から年間およそ数万円の資料代の提供を受けていることには感謝している。（あわせて、平成14年度にも本研究をサポートするために、自然科学の立場から環境システムを研究する平塚彰研究员と共同で、「いのちと環境をつなぐ環境平和の概念に関する研究」のテーマのもとに、文部科学省の文学・哲学・思想史部門で科学研究助成金を得るべく申請したが同コンセプトで5回目、理解が得られず不採択となった。当初はA評価で審査報告の開示がなされたが、コンセプトの大幅な変更がなされないにも関わらず、一昨年から突如C評価を受け、歯牙にもかけられなくなったのは、ある意味で「平和研究」の難しさを物語っていると言えよう。）

国民国家の「相対化」が憲法学に問いかけるもの

井口秀作（人間環境学部）

国民国家が揺らいでいると言われ、それは憲法原理の二一世紀的課題として検討すべきとされている。

この「揺らぎ」は一般的に次のように説明される。近代の国家においては、近代国民国家という枠組みの中で国家に主権があり、かつ、国籍保持者としての国民がそれを担うという形をとってきた。それゆえ、国家主権・国民主権が憲法原理とされた。他方、人権原理についても、人権は、すべての人に普遍的な権利と理解されながらも、その保障は、国民国家による制約を受け、人権の主体としては、もっぱら国民が想定されていた。しかしながら、国家主権の枠を越える動きが活発化し、国民国家は相対化されるに至っている。それゆえ、国家主権が相対化されるだけでなく、国籍保持者たる国民を主体とする国民主権も、その変容を迫られ、同時に、もっぱら人権を「国民」に保障しようとする人権原理も、人権の国際化

あるいは外国人の人権保障といった事柄を、その課題として、その枠組みの中に組み入れることを余儀なくされている。

ところで、国民国家の相対化という場合、国際化・国家統合等を「外からの相対化」とし、地方分権等を「内からの相対化」として整理する見方が広く受け入れられている。しかし、このような整理自体が、従来の憲法学が前提とする国民国家の枠組みの呪縛から免れていないことを示しているように思われる。それゆえに、憲法学は、国民国家の相対化を、主として国家主権の相対化として受け入れ、国民主権の変容、人権保障「システム」の拡大等をその反映として理解してきたのではないか。

しかしながら、もっと国家と距離をとったところからも、国民国家の変容を迫るものがあるように思える。例えば、「家族」である。国民国家は家族と必然的に結びついてきたとする指摘がある。他方で、その家族が揺らいでいるとする認識は、家族社会学の中では有力な見解と言っている。しかし、国民国家の相対化と家族の「揺らぎ」を結びつけて論じることは、少なくとも憲法学においては有力とは言い難い。しかし、ここにも、国民国家の相対化が憲法学に問いかける課題があるように思える。そこには、単純に、国民国家が相対化したから家族が揺らいでいるというような、単純な結論では片づけられないものがあるように思える。

平和の理念とその実現に関する哲学的、倫理学的研究

河井徳治（人間環境学部）

平成14年度における当該分担研究員の活動は以下の通りである。

すでに活動報告された2年前の平成12年度には、本研究組織が主体となってドイツ・ハイデルベルクにあるFEST(福音主義学術協会研究所)名誉主任研究員であったコンスタンツェ・アイゼンバールト博士(Dr. Constanze Eisenbart)を本学に招聘し、平和研究に寄与する講演並びに平成13年度から開設された「人間環境学部」の創設に理念的に寄与すべきシンポジウムを開催し、国際交流の一端として大いに成果をあげることができた。その成果は『大阪産業大学学会報』第33号(平成13年3月刊)にあらましが報告され、講演は「ヒューマン・エコロジーと平和」という題目で行われ、その翻訳紹介、司会は山田全紀、谷田信一研究員の協力を得ている。シンポジウム「人間環境学とは何か」については村岡浩爾研究員と河井がパネラーとして加わり、リングホーファー研究員が司会と通訳で協力して行われている。

平成14年度における当該分担研究員河井の活動は、このコンスタンツェ・アイゼンバールト博士が編纂し、ドイツで出版された邦訳題名『ヒューマン・エコロジーと平和』、原題"Humanökologie und Frieden"(Klett-Cotta,1979)に収められた、いずれもゲオルク・ピヒトの主要論文3本を翻訳紹介した点にまとめることができる。その邦題は、

『ヒューマン・エコロジーは可能かー 人間環境論の哲学的基礎づけー』(晃洋書房、2003年6月刊)

である。なお、序文はコンスタンツェ・アイゼンバールト博士が快く引き受けてくれている。

まだ一本ではあるが、幸いながら書評（『図書新聞』2003年10月9日・9月20日号）も得られ、ゲオルク・ピヒトの学問上の新たな展望を得ようとする格闘から生まれた、ヒューマン・エコロジーの確立という独自の視点による平和の要請は、静かながらも反響を喚びつつあるように思われる。

ゴールドンの環境思想：「理性」と「生命」

手島 勲 矢（人間環境学部）

「人間環境」と「宗教」の関係考察の一例として、約100年前の一人のシオニスト社会主義者アハロン・ダヴィッド・ゴールドン（1856-1922）の思想を研究する。日本では、ほとんど紹介されていないが、イスラエル建設の初期における、ゴールドンの影響は大きなものがある。ゴールドンは、一風変わった、例外的な帰還者であった。多くのユダヤ人が19世紀後半のロシアで起きる反ユダヤ主義の暴動（ポグロム）を逃れて、当時、まだオスマン帝国支配下のパレスチナに帰還していった（第2次アリヤーの波の）中で、彼はパレスチナを政治的な避難所としてではなくて、土を耕す労働を通じて「自然」と一つになろうとして帰還したのである。そんな彼の周りに若いユダヤ労働者が集まり、そのゴールドンの自然思想の影響を受けた若者たちが「ハポエル・ハツァイール（青年労働者）」という労働者組織（1905）を設立し、その労働運動が現在「キブツ」として知られる共有財産制の社会主義の集団農場を生み出していく。

ゴールドンは、人間と自然はひとつであることを深く信じていた人であった。この彼の自然思想は、ウクライナの森の中で一人働いた時期の経験に深く影響されていると言われている。ゴールドンの分析によれば、人間は、その自然界の中で「理性」という特異な認識能力をもっており、近代文明のひずみ（差別、紛争、貧困、搾取、自然破壊など）は、この人間の認識能力が一方的に増大し、それが人間の存在と自然の原始的な統一を引き裂いたことに原因がある。つまり、この人間の能力とは、理性によって「自己」を「自然」に対置することである。それが「自己」と「自然」の分裂を生むのだが、この分裂が大きくなるほどに、人間は「エゴ」を拡大させて、自然を支配・搾取することを望むようになる。その結果、一番苦しむことになるのが人間である。なぜなら、人間は自然の一部であるのだから、結局、自然を搾取し支配する欲求は、人間による人間自分自身の搾取であり支配なのである。

ゴールドンの思想には「人間環境」を訴える哲学者ピヒトに相通じるものがあるが、ただ両者の決定的な違いの一つは、「理性」の位置づけである。ピヒトは理性を「認識」の中心に据えて一元的な統合を目指すのが、ゴールドンは、人間の根底には、「理性」による「認識」以外に、「生活の感動」または「閃き」というもう一つの「認識」の形式が有るとする。この二元的な形式で人間の自然「認識」を考えるゴールドンは、「理性」自体の特性は自然から乖離することにあるとして、理性による認識の乖離それ自体を問題にはしない。むしろ、もう一つの「自然」認識である「生命の感動」とのバランスが問題なのである。つまり、近代の文明は「理性」の認識のみを偏重して、そのバランスを崩したゆえに危機に直面しているのだが、ゴル

ドンは「宗教」が「制度」ではなくて「生命」において、その本来の存在意義を取り戻す時に、人間の二つの認識はあるべき調和に戻ると考える。つまり宗教の本質は「生命の感動」である。そして、その「生命の感動」が人間にもたらされる時に、「理性」による認識は「生命の感動」による認識の「召使い」(Shamash)になり、そして「理性」による認識は、その時、真に、人間の「生活」の「太陽」(Shemesh)となって、生命の破壊ではなくて建設の役割を果たすようになる。このゴールドンの教え - 「理性」の認識が「生活・生命」の「閃き・感動」の《召使い》になる - これは、ピヒトが「理性」の中に「生命の感動」を取り込み、ひとつの尺度を作り上げようとしたのとは逆の発想であった。(了)

太陽紫外線による環境への影響と太陽紫外線量評価

福田和悟 (人間環境学部)

太陽紫外線による環境への影響を紫外線量によって評価を行うため、引き続き熱蛍光線量計素子 (TLD) の研究を行ってきた。

熱蛍光線量計としては、観測されるグロー曲線のピーク温度が高温度側にあること、単一ピークであることなどと共に、フェーリングが少ないことが望まれる。これまでの研究から、紫外線に対しては、感度があまりよくないが $\text{Ca}_5(\text{PO}_4)_3\text{F}$ 焼結体素子に Tb_4O_7 を添加した場合、線量計として使用できる事を報告した。これを改善した Eu_2O_3 と PbO を共存させることで線量計の発光強度を強めた素子について報告してきた。2002年9月、「Thermoluminescence in Fluoroapatite doped with Eu_2O_3 and PbO 」として雑誌「Radiation Protection Dosimetry」に掲載された。

前回の中間報告でも述べたように、フェーリングは大きいかも知れないが、紫外線に対して非常に大きい感度を持つ可能性があるとして CaF_2 に Tb_4O_7 と共に種々の不純物を添加したところ、 Tb_4O_7 と共に Sm_2O_3 を添加した場合、発光を非常に大きく、グローピークも単一のグロー曲線が得られた。これらについての報告は、応用物理学関係連合講演会および第2回宇宙線研究国際ワークショップ (IWSSRR-2, Nara, Japan)、応用物理学会北陸・信越支部学術講演会で行った。紫外線に感度がよいことから、逆にフェーリングが大きいことが分った。しかしながら、十分に測定に使用できるものであることも分った。

陽子線、 α 線等の照射をしてもらえる機会が得られ測定した結果、 α 線に対しては、感度が得られなかった ($\text{Ca}_5(\text{PO}_4)_3\text{F}$ について)。陽子線を照射した CaF_2 素子については、感度よく測定できたが、測定素子数が少なく、十分なデータが得られなかった。これは、素子のもろさ (機械的な力に対する) に起因していたので、焼結前、焼結温度などの条件を変えて測定することを繰り返した。その結果、これらの条件が、どの様なものであるかが出たので、新しい CaF_2 焼結体素子について測定すべく多くの素子を作成し、次年度の目的である γ 線、X線にも十分使用できる素子の改善の準備にとりかかったところである。

TLD としての機能が見直されつつあることが先の IWSSRR-2 で示されたので、 γ 線ある

いは陽子線、電子線照射のできる研究機関の方に、照射依頼を行い環境放射線の測定への寄与に幾分かでも参加できるように準備しているところである。

地 球 環 境

村岡浩爾（人間環境学部）

土壌の持つ環境維持機能は多々あるが、これに関連して社会経済上の土壌の存在意義はその土地の利用にある。平成 15 年 2 月に土壌汚染対策法が施行され、過去の汚染履歴から見て有害物質による土壌汚染のある土地は今後益々顕在化され、土地の健全化と産業活動の調和が求められる時代になると考えられる。このことは地球環境問題の中でも都市環境の保全に係わる世界共通の課題でもあり、今年是企业の土壌汚染への対応に仕方について研究を進めている。

企業が土壌汚染に直面することになった最近の背景は次のようにまとめられる。

1. 外資系企業あるいは外国資本による日本での不動産購入時のデューデリジェンス（事前詳細調査）が行われるようになり、日本のビジネス界は急速に土壌汚染の社会的問題を認識するようになった。
2. ISO-14001 の認証制度、PRTR 法、POP's 条約、ダイオキシン類特別対策措置法、改正廃棄物処理法などの法整備が土壌汚染との関連を深くした。

このような背景で、企業は各種の企業リスクを抱えることになる。すなわち、土壌汚染に係わる調査対策の費用、操業停止による損害、訴訟・賠償の発生に係わる費用リスク、企業イメージの低下、社会からの監視の厳しさなどの社会心理的リスクなどである。これらのリスクの回避あるいは軽減のため、資金力のある企業は早くも企業倫理を確立し、土壌汚染に対し自らの情報を開示し企業の説明責任を果たしている。しかし、資金力のない企業ではそれができない。また情報開示と自主浄化をすることは企業経営上冒険でもあり、汚染事実を隠すという行動にでることもある。

ではこのような企業リスクを跳ね返す施策とはいかなることをいうのであろうか。一つは環境ビジネスの一環として汚染調査、分析、修復技術を売り物とする企業活動を活発にし、土壌汚染の回復等に費用の負担を軽減させていくことである。これはさておき、もう一つの実践的手法はリスクコミュニケーションを強力に推進させることである。今や市民・NGO の環境問題に対する認識は高く、「連帯」「協働」の名の下に問題解決のために環境行政等において実践の急速なルール化がされつつある。そしてその実行の前提になるのが情報公開である。土壌汚染対策法では汚染のある土地の指定により公開制度がとられており、今後は企業、住民、行政のそれぞれでどのような行動規範を持つべきかを整理していく必要がある。

- 1) 村岡浩爾：土壌汚染対策法の施行と企業の対応策、大阪商工会議所平成 15 年度環境問題研究会第 2 回例会資料、7ps、平成 15 年 6 月
- 2) 村岡浩爾：土壌汚染の対策とそれを取り巻く課題、環境情報（EMATEC）、No.16、pp.2-6、平成 15 年 6 月

平和教育における民族問題

マンフレッド・リングホーファー（人間環境学部）

14年度の研究テーマは主に二つほどがあった。一つは、ネパールの難民キャンプに住むブータン難民が使用している教科書をブータン国内の教科書との比較研究をさらに深めることと、もう一つは、ブータン難民はブータン国内及び難民キャンプ内の教育の比較及び教育に対する認識についてのアンケートである。

一番目の比較で分かったことが、ブータン政府は90年代の教科書において、80年代後半から打ち出された同化政策の思想を継続して、国王の民族（Ngalong）を中心に進められている。他民族は極めて限られた形で、主に大事な祭り等が、紹介されている。難民の一部が2003年の9月の帰国が可能になった状況を考えると、どれほど理解されるのは問題になりそうである。

また、難民キャンプ内の教育はより詳しく人権問題や国連組織の役割を取り上げているので、人権意識や国際性の豊かな難民は、ブータン社会で抵抗のない形で組み入れられるのでしょうかという疑問が残る。

さらに、難民キャンプで受けた教育は帰国後、ブータン政府が認めてくれるかどうかという大きな問題が现阶段未解決のままである。

二番目の研究テーマを2月末から難民に直接聞き取り調査しながら、現在まだ継続中である。2月と3月で35名の難民、17歳から73歳までの方に聞いた主な結果が下記の通りである。ブータン国内で多くの方は、学校として小学校しかなかったため、進学ができなかった、又は小学校が遠く離れたため学校へ行けなかった方もいた。または、家族の事情により小学校や中学校を中退で終わった方もいた。

難民キャンプ内の教育に対して、受けた方と受けなかった方を問わず、最近、3、4年前から教育レベルが下がったと訴えていた。その理由として挙げられたのは、優秀な先生は地元の学校に雇われ、キャンプ内の給料より3、4倍をもらえるので、流出したと述べられた。ブータン国内で先生の経験を持っている難民は、最初難民キャンプで教えたが、数年前から、特に英語の能力はネパールの先生より高いため、地元の学校に呼ばれるようになった。代わりにキャンプの学校において教えている多くの教員は、経験のない、高校1年の国家試験を合格したばかりの assistant teacher である。確かに大変努力しているし、ワークショップなどのトレーニングも受けているが、やはり元に勤めていた先生たちの穴を埋められない。

解決方法として、教職の教育を受けられるように、制度を導入すべきという提案があった。

聞き取り調査の共通点として、難民にとって、教育というものは「すべて」である、「一番の宝物」である等の発言があげられる。そしてもう一点は、男女を問わず、みなが同じように教育を受ける権利を持っているというジェンダー・フリーの発想が見られた。同じようにブータン難民キャンプの運営にかかわる委員会等の構成においても、男女の比率に差がないようになっている。少なくとも組織上、男女平等の尊重が特徴である。

15年度この聞き取り調査をさらに拡大しながら研究を継続する予定である。

環境システムに関する研究

平塚 彰（工学部）

平成 14 年度の「環境システムに関する研究」は、環境問題への新たなパースペクティブとして「モノからコトへのパラダイムについて－生命・経済・環境－」と題する研究を行った。今年度の研究成果は、下記参考文献に示す刊行物¹⁾²⁾及び配布資料³⁾をベースに展開しているので参照されたい。

本研究の概要は、以下のとおりである。

環境問題の解決には、メタレベルの「環境学」の原論ともいべきものが必要であると考える。そこでは、“価値”を共通の媒介項として、自然科学、人文・社会科学的観点からそれを俯瞰する必要がある。本研究のポイントは、環境問題の解決に対して、“価値”を基軸に、生命・経済・環境を絡ませた視点を提供することにある。

- (1) 「モノからコトへ」……「モノ」は主語となりうる実体であり、「モノの世界」は物を客観的存在として捉える。一方、「コト」は実体の在り方（状態）であり、「コトの世界」は現象を出来事として、つまり主観的存在（経験）として捉える。したがって、『モノ』から『コト』へとは人間と環境のシステム（様式）の問題に帰着する。
- (2) 科学論の現在……科学に関する議論は、今なおクーンのパラダイム論が基礎になっている。80 年代、SSK の行き過ぎた相対主義の克服が試みられ、90 年代半ば、サイエンス・ウォーズ勃発により、SSK の伝統は急激に影響力を失った。現在では、科学的合理性と社会的合理性の間で優先問題の議論がなされている。ここでは、公共圏のマネジャーの必要性が謳われ、現在、科学の新しいガバナンスが希求される中で、2001 年 10 月、STS (Sci. and Tech. Studies = 科学技術社会論) 学会が創設された。因みに、第 18 回環境工学連合講演会（2003 年 2 月開催）での総合テーマは、「人間社会と環境工学－社会と学術の関係を考える－」であった。
- (3) 科学における価値の位置づけ……近代において、価値を哲学的に体系づけたのは、新カント学派であるといわれる。19 世紀後半～20 世紀初頭、ドイツでカント復興運動が起こり、科学の哲学的基礎づけ（科学的認識論の展開）がなされた。リッケルトは、自然科学（普遍性の獲得）と文化科学（価値関係的文化の記述）に関して論を展開、またカッシーラーは、「シンボル形式の哲学」の中で、科学のみが特権的に正当な精神活動ではなく、それ以外（例えば、芸術、宗教、神話等々）の様々な精神活動も、それと同等の権利をもって正当化される、といった内容を理論的に明らかにしている。環境問題や価値の問題は、まさに様々な精神活動を背景にもつことより、カッシーラーの認識論の展開は、この問題の解決に向けての理論的支柱の一つになるものと考えられる。
- (4) 創発的シンセシスの方法論……機械論的思考から有機体思考への飛躍の契機は量的総和から質的飛躍（創発）に求められる。創発とは、部分の総和がそれ以上の「なにか」を顕現することの意味である。その「なにか」とは、価値や意味を伴う現象や事物で

あると考える。価値体系があるところ、総和以上の現象、すなわち「創発」の出現がある。したがって、そこでの科学的対象は出来事（ホワイトヘッド）になる。そこで、思考の枠組み（パラダイム）としては、「創発と有機体的世界観」が重要となると考える。上田（東大人工物工学研究センター）らは、自然科学、社会・人文科学等の知を総動員して、総合的思考の枠組みの手直し作業の手掛かりとして「生物」を取り上げ創発的シンセシスの方法論を、また最近では「共創」をキーワードに実世界のジレンマ解決法をそれぞれ追究している。環境分野における「生物」や「共創」を手掛かりとした一層の掘り下げが求められる。

- (5) **価値観と環境問題**……環境問題に対する解決策として、一般的には技術的活動の制限や更なる展開が有効であると考えられるが、ここでは、「知」の欠陥として環境問題を捉えることにする。とくに、正・負の機能を「体験」の過程を経て結果を受け入れる、いわゆる「合意形成」のプロセスは不明確である。したがって、プロセス知（思考プロセスの背後にあり、それを支配する「なにか」）の重要性が指摘できよう。とくに環境問題は、価値観や行動原理、すなわちカルチャーに関わるため、不確実性や不安定性が伴い、取り扱いが困難となる。この困難さの原因の一つがプロセス知の欠陥にあるといえよう。人々の価値観（行動原理）は、「体験」を通してしか形成されない。合意の多様性（プロセス知の欠陥に起因）が創発的活動の本質であるとすれば、擬似体験（シミュレーション）を通しての「新たなカルチャー」の形成が重要となる。
- (6) **循環型社会におけるモノからコトへのパラダイム**……循環型社会におけるモノからコトへのパラダイムとしては、“価値”（共通の媒介項）を基軸に、生命・経済・環境を絡ませた視点の提供が重要である。この視点からみた場合の環境問題解決に向けての具体的な方法論としては、次のものが挙げられる。①「確率・統計的思考法」の活用。②「合意の多様性」を定量化する際に、「創発」の重みをうまく内部化する方法（技術の選択・途上国への適用性を含む）の検討。③得られたデータをもとに、擬似体験（シミュレーション）をコンピュータ上で提示。④「新たなカルチャー」の形成に寄与できる「智」の提供。

（参考文献）

- 1) 平塚 彰、吉田勝二、野村克巳（2002）：環境問題への新たなパースペクティブ－環境学における“創発”の深化にむけて－、日本環境学会誌「人間と環境」No.2
- 2) 平塚 彰（2003）：機械工学における環境の視点、日本機械学会関西支部 第78期定時総会講演会講演論文集
- 3) 平塚 彰（2003）：モノからコトへのパラダイムについて－生命・経済・環境－、日本機械学会関西支部 第144回機械技術フィロソフィ懇話会